

字の区域及び名称の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称の変更について別図のとおり定めたので、同条第2項の規定により、告示する。

なお、この告示は、平成20年10月14日から効力を生ずる。ただし、土地を表示する場合については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日からとする。

平成20年9月17日

四街道市長 高橋 操

字の区域及び名称変更図

別図 1



